

2020年12月14日

## 「内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)」の登録を取得

住友化学は、2020年12月11日付で、「内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)」(以下、「WCMS 認証」)の登録事業者となりました。

WCMS 認証は、内部統制およびコーポレートガバナンスにとって重要な要素である内部通報制度について、適切に整備・運用する企業を高く評価するために消費者庁が19年2月に創設した制度です。事業者は、自らの内部通報制度を評価して指定登録機関に申請し、消費者庁が定めた認証基準に適合している場合、事業者からの申請に基づき同機関がその内容を確認し、結果を登録することで、所定のWCMS マークの使用が許諾されます。



内部通報制度認証の登録マーク(WCMS マーク)

住友化学は、コンプライアンス違反の未然防止と早期発見、是正により社会からの信頼の獲得や企業価値の向上を図るため、03年に内部通報制度である「スピークアップ制度」を導入しました。以後、通報に関する秘密の保持、通報者に対して不利益な取り扱いをさせないことなど厳格な運用によって制度の信頼性を向上させるとともに、経営トップからのメッセージを含めさまざまな機会を通じて従業員へ周知することで、利用の促進に努めています。

住友化学は、今回のWCMS 認証登録によって、「スピークアップ制度」の信頼性をさらに高めるなど、引き続きコンプライアンス体制の強化に取り組み、当社グループの持続的な発展につなげてまいります。

<ご参考>

住友化学グループのコンプライアンス

<https://www.sumitomo-chem.co.jp/sustainability/governance/compliance/>

以上